

# 農林水産物及び食品の 輸出の促進に関する実行計画

---

農林水産物・食品輸出本部

令和6年2月19日

## 目次

I	輸出先国・地域との協議への対応	・ ・ ・ ・ 3頁	70項目	}	152項目
II	輸出を円滑化するための対応				
1	施設認定	・ ・ ・ ・ 15頁	42項目		
2	その他	・ ・ ・ ・ 22頁	12項目		
III	事業者・産地への支援に関する対応	・ ・ ・ ・ 25頁	28項目		
(参考)	今回新たに対応済みとなった項目	・ ・ ・ ・ 36頁	38項目	}	291項目
	前回までに対応済みとなった項目		253項目		

# I 輸出先国・地域との協議への対応

I 輸出先国・地域との協議への対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
1	インド	スギの輸出解禁	インド側で輸出解禁に係る国内手続きを実施中。	農水省は、インドに対して進捗を確認し、早期の輸出解禁を促す。						10億円	農林水産大臣
2	インド	なしの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインド側で病害虫リスク評価を実施中。	農水省は、 ・インドに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・インド側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.06億円	農林水産大臣
3	インドネシア	かんきつの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインドネシア側で病害虫リスク評価を実施中。	農水省は、 ・インドネシアに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・インドネシア側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.02億円	農林水産大臣
4	インドネシア	生産国認定品目の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシアに植物由来の生鮮食品を輸出するには、以下のいずれかの対応が必要。</li> <li>① 日本国内検査機関（インドネシア側への登録が必要）によるロットごとの化学物質等の残留検査結果の提出</li> <li>② 日本での青果物等の安全確保システムが、インドネシア側から認定されること（生産国認定）</li> <li>・現在、生産国認定を受けているのは「りんご」（有効期限2024年5月6日）のみ。</li> </ul> 認定品目の拡大に向け、「もも」「ぶどう」について新規認定申請書をインドネシア側へ提出。（インドネシア側からは、生産国認定の更新6ヶ月前でなければ受理できないとの回答） <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年6月、農林水産審議官より、インドネシア農業省に対して認定品目の拡大について要請を実施。更に、12月には申請手続きの弾力的運用に係る書簡を发出。</li> <li>・生産国認定の取得により、全ロット検査が不要になる他、輸入港として利用が禁止されているジャカルタ至近のタンジュン・プリオク港の利用が可能。</li> </ul>	【対応方針】 ・農水省は、在外公館と連携しつつ、もも・ぶどうの生産国認定について、インドネシアに対し引き続き申請手続きの弾力的運用や早期の審査実施に向けた働きかけを実施。						もも0.14億円 ぶどう0.08億円	農林水産大臣
5	インドネシア	牛乳・乳製品に係る技術プロトコルの二国間協議実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年インドネシア農業大臣令第15号に基づき、畜産物、動物性食品、食品以外の動物性生産品、ペットフード、動物由来飼料原料は、インドネシアと原産国が二国間合意を経て、技術プロトコルの作成が必要。</li> <li>・まずは、輸出事業者から具体的な要望があった牛乳・乳製品について協議を実施。その他の品目は、具体的な輸出の要望が確認された場合、関係課と対応。</li> <li>・2023年10月、日本から牛乳・乳製品に係る質問票への回答書を提出。</li> </ul>	在外公館等と連携しつつ、インドネシアによる書類審査、現地調査等に対応。						0.5億円(2021年牛乳乳製品輸出実績)	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
6	韓国	原発事故に伴い、 ・福島県等8県からの全ての水産物について、全面的に輸入停止 ・8都道県の水産物並びに13都県の水産物及び輸入停止対象品目以外の食品の放射性物質検査証明書並びに全ての食品に産地証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し韓国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
7	韓国	牛肉の輸出解禁	・2001年9月、BSE発生に伴い、韓国は日本からの牛肉の輸入を停止。 ・2013年8月、韓国から輸入リスク分析を開始する旨通知。 ・2016年7月、韓国から家畜衛生に関する質問票を受け。 ・2020年3月、日本から回答書を提出。	【対応方針】 ・農水省は、韓国からの追加質問、追加資料要求があれば対応。 ・厚労省及び農水省は、韓国による書類審査終了後、現地受け入れ、輸出条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を公表予定。						41.3億円 （2018年の香港向け牛肉輸出実績） （韓国の名目GDPは香港の約4倍）	農林水産大臣 厚生労働大臣
8	シンガポール	鶏卵及び鶏卵製品の施設認定権限の委譲	・認定権限委譲のためには、十分な輸出実績を積み上げた上で、現地査察を受ける必要がある。 ・輸出が順調に伸びているところ、現地査察に向けた事前質問票への回答を作成中。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、鳥インフルエンザの発生状況も踏まえつつ、2024年9月までにシンガポールによる現地査察を実施するように調整。						鶏卵 0.02億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
9	タイ	ゆずの輸出解禁	タイ側で輸出解禁に係る国内手続きを実施中。 （徳島県が協議を要望）	農水省は、タイに対して進捗を確認し、早期の輸出解禁を促す。						0.02億円 （きんかんの輸出解禁との合計）	農林水産大臣
10	タイ	きんかんの輸出解禁	タイ側で輸出解禁に係る国内手続きを実施中。 （鹿児島県が協議を要望）	農水省は、タイに対して進捗を確認し、早期の輸出解禁を促す。						0.02億円 （ゆずの輸出解禁との合計）	農林水産大臣
11	タイ	玄米の輸出解禁	日本から提出した情報を基にタイ側で検疫措置を検討中。	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						4億円（1,500トン）	農林水産大臣
12	タイ	かんきつの輸出における検疫条件の緩和（生産園地での害虫調査の条件緩和、輸出可能時期の拡大）	日本から提出した情報を基に検疫条件の変更について協議中。 ・生産園地での害虫調査の条件緩和（三重県、愛媛県が協議を要望） ・輸出可能時期の拡大（三重県が協議を要望）	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.05億円程度	農林水産大臣
13	中国	原発事故に伴い、 ・10都県の全ての食品（新潟県産米を除く）の輸入停止 ・その他道府県の放射性物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し中国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
14	中国	ALPS処理水放出に伴う日本産水産物の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして即時撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。						836億円（※）の内数 （※2022年対中国水産物（食用）輸出額）	外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降			
15	中国	牛肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。</li> <li>・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に関する解禁令の公告。</li> </ul>	<b>【対応方針】</b> ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。 <b>&lt;参考&gt;</b> 日本産牛肉の輸出再開に当たり今後必要なステップ： ①中国側による我が国の食品安全システムの評価 ②牛肉に係る輸出条件の設定 ③輸出施設の認定・登録						41.3億円 (2018年の香港向け牛肉輸出実績) (中国の名目GDPは香港の約35倍)	農林水産大臣 厚生労働大臣	
16	中国	鶏肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2004年1月、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生。中国は輸入を禁止。</li> <li>・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。</li> <li>・2023年6月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 (2023年11月以降、高病原性鳥インフルエンザが発生)</li> </ul>	<b>【対応方針】</b> ・農水省は、高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、中国側と協議。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。						11.4億円 (2018年対香港鶏肉輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣	
17	中国	鶏卵の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2004年1月、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生。中国は輸入を禁止。</li> <li>・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。</li> <li>・2023年6月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 (2023年11月以降、高病原性鳥インフルエンザが発生)</li> </ul>	<b>【対応方針】</b> ・農水省は、高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、中国側と協議。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。						15.2億円 (2018年対香港鶏卵輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣	
18	中国	乳・乳製品の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出には、放射性物質検査証明書の検査項目の合意が必要。</li> <li>・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。</li> </ul>	<b>【対応方針】</b> ・農水省等は、原発事故に伴う食品輸入規制の撤廃に向けて働きかけ。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。						25.5億円 (2018年対香港牛乳乳製品輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣	
19	中国	精米工場及びくん蒸倉庫の追加指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年5月に輸出解禁。精米工場1か所、くん蒸倉庫2か所が指定。2018年5月に精米工場2か所及びくん蒸倉庫7か所が追加指定。 (その後、くん蒸倉庫2か所は老朽化のため取り壊し。現在、精米工場3か所及びくん蒸倉庫7か所が指定。)</li> </ul>	<b>【対応方針】</b> ・農水省は、更なる追加指定に向け、検疫条件の一部変更について中国との協議を実施。						20億円(5,000トン)	農林水産大臣	
20	中国	ぶどうの輸出解禁	本件は、中国産品目の輸入解禁案件に併せて協議中。(山梨県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、 ・中国に対して検討状況等の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・中国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.16億円	農林水産大臣	
21	中国	新規魚種登録等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国に水産物を輸出する場合、事前の魚種登録が必要。</li> <li>・2021年9月に質問票へ回答済、先方からの返答待ち。</li> </ul>	農水省は、中国側に検討状況を確認しつつ、継続協議。						魚種登録完了。	8億円程度(新規登録希望魚種の輸出見込み数量と2020年中国向け輸出単価から推計)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
22	中国	日本漁船による水産物の直接輸出	日本漁船から日本国内を経由せず、中国に水産物を輸出する場合の衛生証明手続は、二国間で未合意。							3.5億円程度 (業界団体推計)	農林水産大臣
23	中国	ペットフードの輸出解禁	中国側の専門家による現地調査の実施を調整中。	<b>【対応方針】</b> ・農水省は、中国側に対して現地調査の早期実施を促す。						2億円程度	農林水産大臣
24	台湾	原発事故に伴い、 ・福島等5県産の野生鳥獣肉、キノコ類、コシアブラを輸入停止 ・5県の全ての品目（酒類を除く）及び一部の都府県の一部の品目に放射性物質検査報告書並びに全ての産品（酒類を除く）に産地証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し台湾にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	<b>【対応方針】</b> ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、日本台湾交流協会等を通じた台湾当局・政界・世論への働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
25	台湾	新たな規制に対応する水産物の衛生証明書の発行体制の整備	・現状、水産物については貝類のみ衛生証明書を求められているが、全ての動物性水産物に施設認定及び衛生証明書が必要になる旨、台湾側から連絡があった。台湾側は当該証明書等に係る国内制度のパブリックコメントを実施（2022年7月）。 ・2022年末より、台湾向け水産食品の輸出実績がある施設リスト等を、台湾側からの求めに応じ順次提出。 ・2023年4月・10月・11月、事業者向け説明会を開催。 ・2023年11月、新規制に係る要綱案を作成し農水省HPに掲載。 ・新規制の施行日は2024年1月1日の予定だったが、延期となった。（2023年12月、延期する旨のSPS通報あり。なお施行日は未確定。）							—	農林水産大臣
26	台湾	牛肉の月齢制限（30ヶ月齢以上）撤廃	・米沢牛など30か月齢以上の肥育を条件とする銘柄牛の輸出ができず。 ・2019年5月、厚労省と農水省は、台湾側からの技術的な質問票に対する回答作成し台湾側に提出。 ・2020年8月に提示された追加質問に対し、同年9月に回答。 ・2021年6月に台湾が諮問委員会において審査を行い、書類審査終了。 ・2022年10月に台湾による現地調査を実施。 ・2023年6月に台湾が諮問委員会において現地調査結果を審査し、審査終了。	<b>【対応方針】</b> ・厚労省及び農水省は、台湾によるパブリックコメント、規則改正等関係手続き終了後、速やかに30か月齢以上の牛肉の輸出が開始できるよう証明書様式に関する協議を実施。						4億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
27	台湾	高病原性鳥インフルエンザに関する地域主義の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年12月、台湾が高病原性鳥インフルエンザの地域主義適用に関する規則（質問票を含む）を施行。</li> <li>・2022年7月、質問票への回答を提出。</li> <li>・2022年11月に追加質問あり、同年12月に回答提出。</li> <li>・2023年3月に台湾が、2024年6月までの時限的措置として「輸出前28日間に高病原性鳥インフルエンザの発生がない農場からの鶏卵及び液卵の輸入を受け入れる」旨公表。</li> <li>・2023年11月に追加質問があり、同年12月に回答提出。</li> </ul>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、台湾における鶏卵輸入に係る特例（時限的）措置終了後、速やかに地域主義が適用されるよう協議を実施。</li> </ul>						—	農林水産大臣
28	台湾	トマトの輸出解禁	日本から提出した情報を基に台湾側で病害虫リスク評価を実施中。（熊本県が協議を要望）	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。</li> <li>・台湾側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。</li> </ul>						0.01億円	農林水産大臣
29	フィリピン	鶏卵の輸出解禁	2023年6月、フィリピンに対し輸出解禁要請を実施。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、フィリピンから輸出解禁へのプロセスが示され次第、協議を実施。</li> </ul>						1.4億円	農林水産大臣
30	フィリピン	いちごの輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピン側から提示された検疫措置案及び食品衛生条件案について協議中。</li> <li>・本件は、フィリピン産品目の輸入解禁案件に併せて協議中。</li> <li>（栃木県が協議を要望）</li> </ul>	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検疫措置案及び食品衛生条件案の早期合意に向けて、フィリピン側の迅速な検討を促す。</li> <li>・フィリピン側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。</li> </ul>						0.03億円	農林水産大臣
31	フィリピン	ぶどうの輸出解禁	日本から提出した情報を基にフィリピン側で病害虫リスク評価を実施中。（山梨県が協議を要望）	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピンに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。</li> <li>・フィリピン側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。</li> </ul>						0.01億円	農林水産大臣
32	ブルネイ	牛肉の輸出解禁	牛肉輸出解禁に向けた手続きとして、生産国及び当該生産国の畜施設が質問票に回答の上、ブルネイ側に提出、机上審査及び実地検査を受け、ブルネイ側と輸入条件に合意する必要。	<p>農水省及び厚労省は、ブルネイに対して速やかに輸出解禁の要請を行い、協議を実施。</p>						0.45億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
33	ベトナム	活水産物の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検疫手続きの手順や証明書の様式などが定まっていないため、現在輸出できません。</li> <li>・ベトナム側に証明書様式案を提示し了承済。検査対象の疾病の詳細について、ベトナム側に確認中。</li> </ul>	<p>農水省は、ベトナム側と検疫や輸出に係る手続きについて、協議を継続。</p> <p>ベトナム側と協議の上、証明書発行体制等を検討。</p>						12億円 （ベトナム向けの水産物全体の輸出額は、2020年は200億円、2019年は171億円、2018年は184億円）	農林水産大臣
34	ベトナム	ぶどうの輸出解禁	ベトナム側からリスク評価等に必要な追加情報の要求があり、日本側で準備中。（山梨県及び岡山県が協議を要望）	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追加情報の準備が整い次第、ベトナムに対して速やかに提出。</li> <li>・ベトナム側からの追加情報の提出要請があれば速やかに対応。</li> </ul>						0.2億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
35	ベトナム	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。 (山形県、福島県、山梨県、和歌山県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、 ・ベトナムに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ベトナム側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.05億円	農林水産大臣
36	ベトナム	かきの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。 (山形県及び和歌山県が協議を要望)	農水省は、 ・ベトナムに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ベトナム側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.02億円	農林水産大臣
37	香港	原発事故に伴い、 ・福島県産野菜・果物等の輸入停止 ・4県産野菜・果実等に放射性物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し香港にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。						486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 復興大臣 経済産業大臣
38	香港	ALPS処理水放出に伴う10都県産水産物等の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして即時撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。						498億円(※)の内数 (※2022年対香港水産物(食用)輸出額)	外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
39	マカオ	原発事故に伴い、 ・福島県の野菜・果物・乳製品等の輸入停止等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しマカオにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。						486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 復興大臣 経済産業大臣
40	マカオ	ALPS処理水放出に伴う10都県産の生鮮食品、動物性食品、海塩、海藻の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして即時撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。						61億円(※)の内数 (※2022年対マカオ農林水産物輸出額)	外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
41	UAE	鶏卵の輸出解禁	2023年6月、UAEに対し輸出解禁要請を実施。	【対応方針】 ・農水省は、UAEから輸出解禁へのプロセスが示され次第、協議を実施。						3億円	農林水産大臣
42	豪州	さけ科魚類の輸出解禁	・現在、豪州向けさけ科魚類(豪州側の規定によりアユを含む。)は疾病への懸念から一部(加熱済さけ科製品)を除いて輸出できず。 ・豪州側からの追加質問に対応中。 ・輸出解禁まで、シロサケ及びアユに関する疾病発生状況調査を継続。	農水省は、シロサケ及びアユに関する疾病発生状況調査を実施。  農水省は、 ・豪州側からの質問に対応。 ・豪州側による日本の現地調査が実施できるよう調整。						0.6億円程度	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
43	豪州	メロンの輸出解禁	2023年10月に実施した現地調査を踏まえ、豪州側で検疫条件を作成中。 (茨城県及び静岡県が協議を要望)	農水省は、 ・豪州に対して検疫条件の作成に係る進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・豪州側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.19億円	農林水産大臣
44	豪州	ももの輸出解禁	豪州側の要望に応じ、日本側で病害虫リスク評価に必要な追加情報を準備中。 (福島県が協議を要望)	農水省は、 ・病害虫リスク評価に必要な追加情報の準備が整い次第、豪州に対して速やかに提出。  農水省は、豪州側からの追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.03億円	農林水産大臣
45	仏領ポリネシア	原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し仏領ポリネシアにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。						486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 復興大臣 経済産業大臣
46	米国	ゆず等のかんきつ類の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。(和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県及び鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.22億円	農林水産大臣
47	米国	だいこんの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.4億円程度	農林水産大臣
48	米国	キャベツの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.5億円程度	農林水産大臣
49	米国	さくらの切り枝の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.12億円	農林水産大臣
50	米国	牛肉の低関税枠の利用	・2023年5月2日、米国の牛肉低関税輸入枠(4.4セント/kg、65,005トン)が100%消化となり、適用率が従価税26.4%に移行。 ・農水省は、関連情報を収集するとともに、米国側への働きかけを実施。	農水省は、日本産牛肉の低関税での輸出について、米国側へ働きかけ。						2025年：185億円 (牛肉の米国向け輸出額：2022年：91億円、2021年：103億円、2020年：42億円)	農林水産大臣
51	米国	国内で普及している添加物(クチナシ青)の使用に安全性の認可が必要	・認可申請者(事業者)だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 ・認可申請者、厚労省、農水省で3者協議を開催。効率的な事業遂行について協議実施。 ・2021年3月にFDA申請済。FDAからの認可連絡待ち。	・厚労省及び農水省は、必要に応じ事業者への支援、技術的指導を実施。 ・事業者は、米国FDAの審査過程での指摘等に対して、認可に向けた対応を実施。 ・農水省及び事業者は、認可を受けた場合、国内の食品製造者等へ広く周知し、クチナシ青を使用した加工食品の輸出拡大を図る。						208億円 (加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計) (加工食品の対米輸出額：2020年：524億円、2019年：542億円、2018年：498億円、2017年457億円)	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
52	米国	ワインの容量規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国内で流通可能なワインは、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外（例：四合瓶、一升瓶）のままでは輸出できず。</li> <li>・米国は、ワインの容量規制の緩和を含む規則改正案について、パブリックコメントを実施（2022年7月）。現在、米国にて結果取りまとめ中。</li> </ul>	<p>財務省及び外務省は、日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文に沿って、ワインの容量規制の改正が行われるよう、パブリックコメントの状況を注視しつつ、米国側に対して働きかけを継続。</p>						0.47億円程度 （ワインの対米輸出額：2022年0.15億円、2021年0.16億円）	財務大臣 外務大臣
53	カナダ	いちごの輸出解禁	日本から提出した情報を基にカナダ側で病害虫リスク評価を実施中。 （茨城県が協議を要望）	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。</li> <li>・カナダ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。</li> </ul>						0.06億円	農林水産大臣
54	メキシコ	ストック種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害虫リスク評価を実施中。 （（一社）日本種苗協会が協議を要望）	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メキシコに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。</li> <li>・メキシコ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。</li> </ul>						0.4億円程度	農林水産大臣
55	メキシコ	トルコギキョウ種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害虫リスク評価を実施中。 （（一社）日本種苗協会が協議を要望）	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メキシコに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。</li> <li>・メキシコ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。</li> </ul>						0.6億円程度	農林水産大臣
56	メキシコ	日本産牛肉の施設認定権限の委譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設認定には、メキシコによる査察が必要。（※日本産牛肉は2014年2月に解禁済み）</li> <li>・2023年1月～2月にメキシコ側による新規施設認定のため現地調査を実施。 ＜新規認定施設の追加＞</li> <li>・2023年8月にメキシコ側より施設の現地調査結果に関する報告書案を接受。</li> <li>・2023年11月に報告書案に対するコメントをメキシコ側に送付したところ、12月にメキシコ側より最終報告書を接受。</li> <li>・現在、現地調査実施施設において、指摘事項に対する改善措置を検討中。 ＜施設認定権限の移行＞</li> <li>・2022年12月にメキシコ側より施設認定権限の移行に関する質問票を接受。</li> <li>・2023年1月にメキシコ側に質問票の回答を送付したところ、5月にメキシコ側より追加質問を接受。</li> <li>・2023年11月にメキシコ側に追加質問への回答を送付済み。</li> </ul>	<p>【対応方針】 厚労省及び農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規認定施設の追加については、メキシコ側の現地調査結果の最終報告書を受けて、施設側で検討している改善措置等について、その報告を受け対応。</li> <li>・施設認定権限の日本側への移行については、メキシコ側からの回答を待って対応。</li> </ul>						—	厚生労働大臣 農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
57	コロンビア	食品の塩分規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロンビアで販売する食品に関し、ナトリウム含有量に係る基準値が新たに設定され、基準値を超える食品の販売を禁止する規制（保健省決議）が施行。</li> <li>・本基準値による規制は2段階に分けて設定されている。1段階目の規制は2022年11月9日に施行済み。2段階目は2024年11月9日から施行予定。</li> <li>・同国内で醤油を販売している企業から、1段階目の規制ではコロンビア国内で販売できる商品が減少し、2段階目の規制では、コロンビア国内で全ての醤油が販売できなくなる旨相談。</li> <li>・このため、コロンビア側に、日本の醤油が国内で引き続き販売できるように、第2段階の規制の見直しの働きかけ。</li> </ul>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、コロンビア側に、日本の食品が同国内で引き続き販売できるよう、2024年11月に施行予定の2段階目の規制の見直しに向けて働きかけを実施。</li> </ul>						-	農林水産大臣
58	パラグアイ	牛肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年5月に質問票を接受し、2020年8月に回答。</li> <li>・2021年1月に、パラグアイ側よりリスク評価終了について連絡。</li> <li>・現在、輸出条件・証明書様式等について協議中。</li> </ul>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省及び農水省は、輸出条件の設定、証明書様式に関する協議完了後、輸出要綱を作成・公表。</li> </ul>						0.01億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
59	ブラジル	蒸留酒のメチルアルコール濃度規制への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジルでは、ブラジル農牧供給省訓令により蒸留酒が満たすべき基準（無水アルコール換算で20mg/100ml未満）を設定している。芋焼酎に含まれるメチルアルコール濃度は同基準値を超過しているため、芋焼酎をブラジルに輸出できない。</li> <li>・2019年10月に、ブラジル側から日本側に対し、焼酎の製造方法や関係法令等の情報提供依頼があり、2019年12月に国税庁から在ブラジル大使館を通じて必要な情報提供を行った。現在、ブラジル側にて検討中。</li> </ul>	<p>財務省等は、これまでに提示した科学的データに基づき、規制緩和を求めるために、ブラジル農牧供給省訓令の改正に向けた要請を継続。</p>						0.03億円程度 （焼酎の対ブラジル輸出額：2022年0.03億円、2021年0.03億円）	財務大臣
60	ペルー	精米の輸出解禁	日本から提出した情報を基にペルー側で病害虫リスク評価を実施中。 (※百笑市場が協議を要望。)	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペルーに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。</li> <li>・ペルー側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。</li> </ul>						0.04億円程度	農林水産大臣
61	EU	国内で普及している添加物（クチナシ青）の使用に安全性の認可が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可申請者（事業者）だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。</li> <li>・認可申請者、厚労省、農水省で3者協議を開催。効率的な事業遂行について協議実施。</li> <li>・2023年3月に欧州食品安全機関（EFSA）申請済。EFSAからの追加質問に対応予定。</li> </ul>	<p>厚労省及び農水省は、必要に応じ事業者への支援、技術的指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、EUの審査過程での指摘等に対して、認可に向けた対応を実施。</li> <li>・農水省及び事業者は、認可を受けた場合、国内の食品製造者等へ広く周知し、クチナシ青を使用した加工食品の輸出拡大を図る。</li> </ul>						49億円 （加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計） （加工食品の対EU輸出額：2019年：247億円、2018年：222億円、2017年：207億円）	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
62	EU	新たな動物用医薬品規則への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EUは、2022年1月28日より新たな動物用医薬品規制（EU規則 2019/6）を施行。EUは本規則の一部をEUに輸入される畜水産物にも適用するための詳細を検討しており、日本からEUへの畜水産物輸出に影響する可能性。</li> <li>・EUは、2022年7月本規則の実施法令として人医療に使用が限定される抗菌剤リストを制定。リストには日本で動物用医薬品として承認されているホスホマイシンが含まれている。</li> <li>・EUは、2023年5月「動物用医薬品規則の一部を輸入品に適用するための委任法令」を施行。今後、本委任法令を適用するための実施法令を制定予定。</li> <li>・WTO、SPS委員会等において、他国とも連携し、EUに対し、措置の必要性・科学的根拠についての十分な説明や、十分な移行期間の確保等を要請。</li> </ul>	<p>農水省は、本規則の一部を輸入品に適用するための委任法令について情報収集、関係事業者への情報提供。</p> <p>農水省は、新規則に対応した対応方針の検討及び輸出体制の整備等。</p> <p>農水省は、EU向けの輸出に混乱がないよう、本規則が輸入品に適用されるまでの十分な周知期間の確保等についてEU側へ要請。</p>						69億円程度 (2020年実績 牛肉：11億円 水産物：58億円)	農林水産大臣
63	中国 台湾	フグの輸出解禁（フグの輸出はほとんどの国・地域で認められていない）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間フグ団体から、中国、香港、台湾への輸出の要望を受け、厚労省、農水省及び外務省が、輸入解禁を働きかけている。</li> <li>・現状は以下のとおり。 【台湾】2023年11月に台湾側の書類審査が完了し、台湾側と現地査察に係る詳細を調整中。 【中国】新規魚種登録を検討中。</li> </ul> <p>(※なお、香港は、香港側からフグの安全な消費の観点からフグを輸入する準備ができていないとの回答があったため、上記2カ国・地域への働きかけを優先。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省、外務省及び農水省は、これまでの協議の状況を踏まえ、解禁見込みのある国・地域を対象を絞りつつ、輸入解禁の働きかけを実施。 台湾については、現地査察の早期実施に向け台湾側と調整。 中国については、先方の対応状況を確認し、必要な情報を提供。</li> <li>・厚労省は、衛生証明書案に合意できた国・地域から取扱要綱を発出。</li> </ul>						0.2億円程度（シンガポールへの平均的なフグの輸出货量（筋肉のみ）を基に推計）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣
64	EU、英国、タイ、ベトナム	輸出先国におけるGI保護制度の状況等を勘案し、戦略的に各国との相互保護の枠組み作り等の交渉を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EU及び英国とのEPAに基づくGIの追加指定による相互保護の取組を実施。</li> <li>・英国については2023年度中を目途に我が国30産品を追加保護予定。</li> <li>・タイ及びベトナムとGI申請の試行的事業を実施。（日タイ間：日本側6産品／タイ側2産品登録完了、日ベトナム間：日本側3産品／ベトナム側2産品登録完了）</li> </ul>	<p>農水省及び財務省は、EU及び英国とのEPAにおいて、双方が利益を得られる取組となるよう、輸出実績又は輸出意向のあるGI産品を中心に追加指定に向けた協議を実施。</p> <p>農水省は、タイ側GI産品の登録に向けた手続きを進め、GIに関する二国間協力を推進。</p> <p>農水省は、ベトナム側GI産品の登録に向けた手続きを進めるとともに、GIに関する二国間協力を推進。</p>					—	農林水産大臣 財務大臣 外務大臣	
65	米国、EU、英国	有機酒類の同等性承認	<p>改正「日本農林規格等に関する法律」（2022年10月施行）に基づき、有機加工食品のJAS規格に有機酒類を追加。 JAS認証を取得していれば、相手国の有機認証を別途取得せずとも有機酒類として輸出が可能となるよう、米国、EU及び英国と有機酒類の同等性の相互承認に向けた協議を開始。</p>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省及び財務省は、米国、EU及び英国との間で、有機酒類の認証制度の同等性を相互に確認するための書類審査等を進める。</li> </ul>						3.6億円程度（2022年度実施の事業者アンケート）	農林水産大臣 財務大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
66	ロシア	原発事故に伴い、一部の都道府県の水産物以外の食品を対象に放射性物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し、様々な機会を捉え検査証明書添付義務の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
67	ロシア	ALPS処理水放出に伴う日本産水産物の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして即時撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。						2.8億円（※）の内数 （※2022年対ロシア水産物輸出額）	外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
68	ロシア	家きん肉・卵の輸出解禁	・2017年6月に現地調査を受け入れ、当該調査の最終報告書の提示待ち。 ・2019年5月及び2020年7月、農水省は、日露農業関係次官級対話において、ロシア側に報告書の提出を要請。 ・2019年5月、厚労省及び農水省は、書簡により、ロシア側に報告書を要求。 ・2019年9月以降、追加質問を複数回接受し、これに回答。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						(家きん肉) 0.01億円程度 (鶏卵) 0.02億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
69	ロシア	牛肉の輸出施設の追加認定権限の委譲 (日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定)	・2015年2月に輸出解禁（2施設）。 ・2019年2月に輸出認定申請施設のうち、2施設がロシア側に追加認定されたところであり、現在、8施設が認定申請中。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						3億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
70	ロシア	輸出水産食品施設登録の再開及びロシア側施設リストの修正	・ロシアに水産食品を輸出する場合、輸出国の施設登録が義務付けられている。一方で、ロシア側の規則変更により、現在、既存登録施設からの輸出のみが可能であり、新規の施設登録は止まっているため、新規施設登録の再開に向けた協議が必要。 ・ロシア側から提示された新規登録希望施設に関する質問票は既に回答済み。また、ロシア側の施設登録リストについて、ロシア側が追記した品目種別の一部に日本側の実態と異なるものがあり、内容の修正が必要（一部施設は修正済み）。 ・2021年4月、現在実施している南米の国の検査終了後、監査を行う用意があるとロシア側から回答あり。 ・2021年12月 施設登録リストの修正を依頼。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						17億円 (水産物の対ロシア輸出額： 2020年8.4億円 2019年13.9億円 2018年28.6億円)	農林水産大臣 厚生労働大臣

## II 輸出を円滑化するための対応

II 輸出を円滑化するための対応

1 施設認定

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
71	シンガポール ベトナム 香港	豚肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 日本フードパッカー(株)道南工場(北海道) (2024年1月施設整備完了)	<b>【対応方針】</b> ・厚労省は、シンガポール向けの申請について、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ施設認定。 ・都道府県は、ベトナム、香港向けの申請について、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行い、厚労省に報告。 (参考) <b>【シンガポール】</b> 事業者の計画：2023年度中申請予定、2024年9月認定取得希望 <b>【ベトナム】</b> 事業者の計画：2023年度中申請予定、2024年9月認定取得希望 <b>【香港】</b> 事業者の計画：2023年度中申請予定、2024年9月認定取得希望						0.2億円 (各国向け輸出予定額の合計)	厚生労働大臣 農林水産大臣
72	シンガポール	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 大和食品(株)本社工場(大阪府) (台湾は2023年11月認定済み)	<b>【対応方針】</b> ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：2024年5月申請予定、2024年8月認定取得希望						2025年12月期：2.51億円 (各国向け全品目の輸出予定額)	厚生労働大臣
73	シンガポール	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 大和食品(株)和泉工場(大阪府) (台湾は2023年2月認定済み)	<b>【対応方針】</b> ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：2024年2月申請予定、2024年5月認定取得希望						0.05億円程度	厚生労働大臣
74	シンガポール 台湾 香港 米国等	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 大阪市中央卸売市場南港市場(大阪府) ・2023年3月に5者協議を実施。 (2025年施設整備完了予定)	事業者が2025年の竣工後早期に申請できるよう、農水省及び厚労省は、必要に応じ5者協議(※)を実施する等、技術支援を実施。  ※5者協議：輸出施設の整備検討の段階から農水省主催で厚労省(本省、地方局)、都道府県等(本庁、食肉衛生検査所/保健所)、事業者が施設整備、衛生管理、人材育成等について早期の認定取得が可能となるよう協議(以下同)						米国：0.4億円程度 その他(国・地域)：29.6億円程度 (事業者からの聞き取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣
75	シンガポール 台湾 EU	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 (株)クイックス(福岡県) (2022年3月施設整備完了)	<b>【対応方針】</b> ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：(EU)2024年3月申請予定、2024年7月認定取得希望 (シンガポール)2024年3月申請予定、2024年7月認定取得希望 (台湾)2024年3月申請予定、2024年7月認定取得希望						2027年3月期：1億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
76	香港 米国 EU	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 IHミートパッカー(株)(青森県) (2024年1月施設整備完了)	農水省及び厚労省は、事業者が2024年3月の本格稼働開始後早期に申請できるよう、必要に応じ5者協議を実施する等、技術支援を実施。						2億円(各国向け輸出額の合計)	厚生労働大臣 農林水産大臣
77	台湾 シンガポール	豚肉製品製造施設の認定が必要	日本ハム北海道ファクトリー(株)旭川工場(北海道) (2024年2月に現地調査を実施)	<b>【対応方針(台湾)】</b> ・厚労省は、現地調査結果を事業者へ通知した後、事業者から現地調査での指摘事項の改善報告が提出され次第、改善内容の確認を行う。問題がなければ台湾へ認定に係る資料を通知後、台湾による現地査察が実施される予定。 <b>【対応方針(シンガポール)】</b> ・厚労省は、現地調査結果を事業者へ通知した後、事業者から現地調査での指摘事項の改善報告が提出され次第、改善内容の確認を行う。問題がなければシンガポールへ施設認定を通知。 (参考)事業者の計画：台湾：2024年9月認定取得希望、シンガポール：2024年3月認定取得希望						-	厚生労働大臣 農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
78	台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請中】 J A 全農ミートフーズ株式会社 大和ミートデリカ工場（神奈川県） ・厚労省による書類審査及び現地調査は完了。 （シンガポールは2024年2月認定済み）	【対応方針】 厚労省は、施設を認定することについて台湾当局の同意が得られたら、認定の通知。 （参考）事業者の計画：2023年12月申請、2024年3月認定取得希望						0.18億円（事業者からの聞き取り）	厚生労働大臣
79	サウジアラビア シンガポール 台湾 等	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 （株）SEミート宮崎（宮崎県） （2024年2月施設整備完了予定）	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">           事業者が竣工後に早期に申請できるよう、農水省及び厚労省は、必要に応じて5者協議を実施する等、技術支援を実施。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ・事業者はサウジアラビア等向けにおいては、申請書提出に先立ち民間機関によるハラール認証取得を先行して対応。            ・シンガポール及び台湾向けにおいて、厚労省は申請書提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。         </div> </div>						6.45億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
80	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 （株）カネキチ澤田水産（北海道） （2024年3月施設整備完了予定）	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 （参考）事業者の計画：2024年3月申請予定、2024年6月認定取得希望						2026年7月期：5.6億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
81	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 （有）松木商店（北海道） （2024年3月施設整備完了予定）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 （参考）事業者の計画：2024年9月申請予定、2024年11月認定取得希望						2028年1月期：1.1億円	農林水産大臣
82	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 （株）マルトク阿部水産（北海道） （2024年3月施設整備完了予定）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 （参考）事業者の計画：2024年5月申請予定、2024年6月認定取得希望						2029年2月期：5億円	農林水産大臣
83	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 （株）ヤマシ（茨城県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 （参考）事業者の計画：2024年中に申請予定、2024年中に認定取得希望						2027年1月期：0.39億円	農林水産大臣
84	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 （株）まるい（千葉県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 （参考）事業者の計画：2024年中に申請予定、2024年中に認定取得希望						2027年9月期：2.7億円	農林水産大臣
85	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 （株）丸喜（千葉県） （2024年3月施設整備完了予定）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 （参考）事業者の計画：2024年4月申請予定、2024年5月認定取得希望						2028年3月期：7億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
86	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)八木長本店(東京都) (2023年6月施設整備完了)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年3月に申請予定、2024年4月以降速やかに認定取得予定						2028年2月期:0.6億円	農林水産大臣
87	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)丸徳水産(和歌山県) (2024年2月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年1月申請、2024年2月認定取得希望						2028年9月期:1億円	農林水産大臣
88	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)シヨクシン(大阪府) (2024年2月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年1月に申請、2024年4月認定取得希望						2028年3月期:36億円	農林水産大臣
89	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 マルヤ水産(株)(兵庫県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年3月申請予定、2024年5月認定取得希望						2025年6月期:1億円 (認定取得予定品目)	農林水産大臣
90	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 サンライズファーム(株)(高知県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年中に申請予定、2024年中に認定取得希望						2028年3月期:1億円	農林水産大臣
91	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)九州築地(宮崎県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年5月申請予定、2024年8月認定取得希望						2025年6月期:0.15億円	農林水産大臣
92	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (有)丸哲(宮崎県) (2024年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を認定。 (参考)事業者の計画:2024年10月申請予定、2025年3月取得予定希望						2029年9月期:2.6億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
93	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)海幸(鹿児島県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年6月申請予定、2024年9月認定取得希望						2025年12月期:0.48億円	農林水産大臣
94	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)枕崎市かつお公社(鹿児島県) (2024年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年7月申請予定、2024年8月認定取得希望						2028年3月期:0.2億円	農林水産大臣
95	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 山実水産有限公司(鹿児島県) (2024年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年3月申請予定、2024年4月認定取得希望						2028年7月期:1.3億円	農林水産大臣
96	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)島水(鹿児島県) (2024年7月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2025年4月申請予定、2025年7月認定取得希望						2027年9月期:12.3億円	農林水産大臣
97	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (有)やまた水産食品(鹿児島県) (2024年2月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を認定。 (参考)事業者の計画:2024年12月申請予定、2025年2月認定取得希望						2029年3月期:0.14億円	農林水産大臣
98	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請中】 ・あづまフーズ(株)(三重県) (2024年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2025年1月申請予定、2025年3月認定取得希望						2025年5月期:6.4億円	農林水産大臣
99	EU	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 (株)いわちく(岩手県)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年2月申請予定、2024年4月認定取得希望						-	厚生労働大臣 農林水産大臣
100	EU	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 佐賀県食肉センター(佐賀県) (2023年3月施設整備完了) (米国は2023年12月に認定済)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、書類審査及び現地調査を実施し、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:米国への輸出事務等の経験を積むとともに、米国・EU以外の対象国への輸出認定の申請・取得を進め、その後、EUの輸出認定を申請取得予定(2026年度中。)						米国:0.3億円程度 EU:0.06億円程度 (事業者への聞き取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
101	EU	水産食品加工施設の認定及び認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 松岡水産(株)(千葉県) (米国は2023年3月に認定済)	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年中に申請予定、2024年中に認定取得希望						2026年12月期:0.8億円	農林水産大臣
102	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)新海屋(宮崎県) (米国は2022年6月に認定済)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2025年中に申請予定、2025年中に認定取得希望						(EU) 2026年3月:0.14億円 (認定取得予定品目)	農林水産大臣
103	ブラジル	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請中】 3施設が申請中。 ・飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会、 ・和牛マスター食肉センター ・(株)阿久根食肉流通センター及びブスターゼンミートプロセッサー(株)阿久根工場 ・ブラジル側による施設の現地調査(2023年9月)を実施。	【対応方針】 ・厚生省は、ブラジル側の審査が終了し、承認が得られたら、認定の通知。						0.4億円程度	厚生労働大臣
104	EU	牛乳乳製品の施設の認定が必要	【申請準備中】 ・EU向け牛乳乳製品の輸出は、EUの求める条件に適合した施設の認定が必要。現在、商業輸出のみならず、EUにて開催されるチーズの国際コンテストへの出品を志向する事業者が存在している。 (EUで行われるチーズの国際コンテストへ出品する際にも施設認定等のEUの求める条件を満たすことが必要。) ・農事組合法人共働学舎新得農場ほか1施設が申請準備中。	農水省及び厚生省は、農水省の支援事業を活用した事業者や輸出を志向する事業者に対し、5者協議の実施等施設認定に向けた取組をフォロー。						0.1億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
105	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【農水省にて審査中】 (有)丸二永光水産(北海道) ・同社は、2021年2月に申請書を提出し、2022年7月及び2023年6月に2度のスクリーニング機関による現地調査を実施。2023年7月に確認申請書が農水省に提出され、2023年11月に農水省による現地調査を行い、現在、指摘に対する改善報告を待っている状況。	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2023年度中に認定取得希望						—	農林水産大臣
106	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)マリノス(千葉県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年中に申請予定、2024年中に認定取得希望						2025年12月期:1億円 (EU向け全輸出品目の予定額)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
107	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)オリエンタルフーズ（静岡県）	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2024年7月申請予定、2024年12月認定取得希望						2024年3月期：0.03億円 (認定取得予定品目分)	農林水産大臣
108	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)カン喜（山口県）	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2024年中に申請予定、2024年中に認定取得希望						2028年3月期：1.8億円	農林水産大臣
109	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【農水省にて審査中】 熊本県海水養殖漁業協同組合（熊本県） ・同組合は、2019年12月に申請書を提出し、2020年1月及び2021年9月に2度のスクリーニング機関による現地調査を実施。2021年10月に確認申請書が農水省に提出され、2021年12月及び2023年5月に2度の農水省による現地調査を行い、現在、指摘に対する改善報告を待っている状況。	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年度中に認定取得希望						2023年1～3月期：1.28億円	農林水産大臣
110	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請中】 上記のほか1施設が申請中	【対応方針】 ・厚労省（地方厚生局）は、書類審査が完了次第現地調査を行い、問題がなければ、2024年6月までに認定。						—	厚生労働大臣
111	EU	産地魚市場の認定支援	【農水省にて審査中】 枕崎市漁業協同組合枕崎漁港高度衛生管理型荷さばき所（鹿児島県） ・農水省の補助で整備した漁港における高度衛生管理型の産地魚市場について、EU・HACCP施設として認定を取得できるよう支援を実施。 ・同組合は、2020年12月に申請書を提出し、2021年1月26日、スクリーニング機関による現地調査を実施。2022年6月に確認申請書が農水省に提出され、審査中となっているが、同組合が現地調査の受入れを保留している状況。	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2024年度中に認定取得希望  農水省が提出を求めた対応方針に基づき、市場関係者への再教育、指導から取組み、スクリーニング機関の指摘に対する改善、HACCPチーム内における施設認定に向けた業務の共有を進め、2024年7月までに農水省の現地調査の受け入れ体制整備を進める。						—	農林水産大臣
112	英国	養殖魚用飼料施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)波崎ハイミール（茨城県） (2024年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2024年3月に申請予定、2024年中に認定取得希望						2027年9月期：3.1億円	農林水産大臣

注：本項目における認定とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条における適合施設の認定を指す。

2. その他

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
113	インドネシア	インドネシアにおける食品規制への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシアの食品規制に関して、ライセンス取得、加工食品流通許可、ハラ表示義務等の規制の調査と対応の要否の検討が必要。</li> <li>・在外公館等から下記の案件等の実態を把握した。</li> <li>①ハラ認証・表示（食料品一般）</li> <li>②流通許可番号取得（加工食品）</li> <li>③コメに関するライセンス</li> </ul>	<p>農水省は、在外公館等と連携して、インドネシア側の関連規定、その運用実態等について情報収集・分析を実施。更なる分析をした上で、事業者等への周知を行うとともに、規制の透明性の確保と合理的な規制への改善に向けてインドネシア側に働きかけ。</p>						-	農林水産大臣
114	米国	活ガキの輸出には国家貝類衛生プログラムの承認が必要であり、水域のモニタリングが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出国は米国と同等の国家貝類衛生プログラムを策定し米国側に申請・承認されることが必要。</li> <li>・同プログラムが承認されるためには、</li> <li>①米国向け輸出を目指す活ガキが、十分な期間にわたって日本版貝類衛生プログラムに基づき生産された実績があり、</li> <li>②米国FDAのプログラム審査のための現地調査時に、実際の生産が同プログラムに即して行われていることが確認できること</li> <li>等が必要であることが判明。</li> <li>・2020年7月、農水省及び厚労省は、プログラム案を米国へ提出するとともに、米国に対して追加的な情報の照会を実施。</li> <li>・2021年3～9月、日本版貝類衛生プログラムについて説明及び日米両国の質問事項等に関して議論を実施。</li> <li>・2021年12月、米国からの指摘を受け、修正を行った日本版貝類衛生プログラムについて関係都道府県に説明。</li> <li>・米国が日本版貝類衛生プログラムを審査しているところ。本プログラムの承認に向けて、米国と協議中。</li> </ul>	<p>農水省及び厚労省は、米国側に対し日本の貝類衛生プログラムの概要を説明するとともに、米国からの質問等に対応。</p> <p>農水省及び厚労省は、提出したプログラム案に沿って、日本国内の輸出手続きを定めた要綱を作成。</p> <p>・農水省は輸出に前向きな事業者のいる都道府県から順次海域指定及びモニタリング等プログラムの実施に向けた支援を開始。</p> <p>・米国側の審査状況をみつつ、プログラムに沿った運用開始を支援。</p> <p>都道府県によるプログラム策定に必要なデータの収集・整理が必要。</p> <p>農水省及び厚労省は、都道府県によるモニタリング実施体制構築を支援。</p> <p>米国による現地調査を含む審査。</p> <p>都道府県等によるモニタリングの実施が必要。</p>						0.5億円程度（活・生鮮かきの輸出実績がある国々への平均的な輸出額と同程度）	農林水産大臣 厚生労働大臣
115	米国	輸出養殖ブリの薬剤残留基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内で養殖ブリに使用されている水産用医薬品（アンピシリン、エリスロマイシン、スルファモノメトキシン、アルベンダゾール）は、米国では魚類のインポートトレランス（輸入製品に関する残留基準値）が設定されておらず、米国向け輸出拡大に支障。</li> <li>・農水省は、事業者を支援し、2020年10月にアンピシリンのインポートトレランス設定を米国側へ申請済。</li> <li>2022年1月に米国側から追加書類提出の要求があり、対応済。</li> <li>・農水省は、エリスロマイシンのインポートトレランス申請に必要なデータをとりまとめ、申請済。</li> <li>・農水省は、スルファモノメトキシンのインポートトレランス申請に必要なデータを収集中。</li> <li>・農水省は、アルベンダゾールのインポートトレランス申請に必要なデータを収集中。</li> </ul>	<p>・農水省は、アンピシリンのインポートトレランス申請について、米国側からの追加書類提出の要求に対応。</p> <p>・米国側による審査。</p> <p>・米国側から指摘があれば対応。</p> <p>・農水省は、エリスロマイシンのインポートトレランス申請に必要なデータをとりまとめ後、米国に申請。</p> <p>・米国側による審査。</p> <p>・米国側から指摘があれば対応。</p> <p>農水省は、スルファモノメトキシンのインポートトレランス申請に必要なデータを収集。</p> <p>農水省は、アルベンダゾールのインポートトレランス申請に必要なデータを収集。</p>						200億円（ブリの米国向け輸出額：2020年96億円、2019年159億円、2018年128億円）	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
116	米国	水産物の輸出に係る海産ほ乳類保護法（MMPA）への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2026年1月以降、米国は海産ほ乳類保護法（MMPA）の実施規則に基づき、米国と同等の混獲削減措置を導入していない漁業由来の水産物の輸入を禁止する予定。</li> <li>・2021年11月末、農水省は、輸出実績のある又は輸出見込みのある魚種に係る漁業種類について同等性審査を申請。</li> <li>・米国は、各国から提出されたデータを下に同等性について審査中。</li> <li>・審査結果によっては、米国と同等の混獲削減措置を導入していない漁業由来の水産物の輸入が禁止されるとともに、一部の水産物について、輸出時に証明書を求められる可能性。</li> </ul>							300億円程度 （米国向け輸出水産物の輸出額：2020年238億円、2019年343億円、2018年333億円）	農林水産大臣
117	EU	輸向け原料に使用する生乳生産農場はブルセラ症・牛結核の検査が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農場におけるブルセラ症、牛結核の検査について、農水省が対EU輸出のための検査プログラムを作成済。</li> <li>・農水省は、検査費用を補助する補助事業の公募を実施。</li> <li>・2022年8月、OIEコードに基づく結核及びブルセラ症の清浄化を達成したことから、EUに通知し、牛由来乳製品について、本病に対する全頭検査が不要となるよう協議中。</li> </ul>							0.1億円（再掲） （輸出の前提となる衛生条件）	農林水産大臣
118	EU	容器包装及び包装廃棄物に係る規則への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装のリサイクルやリユースの促進や包装廃棄物を減少させることを目的とした容器包装及び包装廃棄物に係るEU規則案のTBT通報（2023年2月27日）。</li> <li>・農水省はEU規則に関する情報収集・提供。</li> </ul>							—	農林水産大臣
119	EU	混合食品等に使用する第三国由来の動物性加工済原料が、EUの認定施設由来であり、衛生要件に適合する事を証明する衛生証明書が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三国から我が国に輸入される動物性加工済原料に対して、EU向け認定施設由来であること、EUの衛生要件に適合していることを証明する衛生証明書が発行されるよう動物性加工済原料の生産国と協議。</li> </ul>							25億円 （加工食品の対EU輸出額：2019年247億円、2018年222億円）	農林水産大臣
120	台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ ニュージーランド EU等	一元化的な輸出証明書の発給システムの機能追加改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、関係省庁（財務省及び厚労省）とともに、輸出促進法に基づく輸出証明書の一元的な発給システムを構築し、2022年4月から、全ての種類の証明書を対象として、本格運用を開始。</li> <li>・地方農政局等が発行する放射性物質検査証明書等について、より速やかに発行してほしい等との意見があり、更なる利便性向上を図る。</li> </ul>							—	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
121	台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ ニュージーランド EU等	輸出証明書発給の電子化	我が国のほとんどの輸出証明書は、発行機関の印章が押印又は印刷され、直筆署名が行われた紙媒体により発行されている。我が国の一部において、発行機関から輸出先国・地域当局へ電子メールで輸出証明書の送付を行っている例が一部にある。	農水省は、輸出証明書の電子化の取り組みを進めるため、電子メールで輸出証明書の送付を行っている事例を他の国・地域でも適用できるように働きかけ。						—	農林水産大臣
122	北米 EU オセアニア アジア	輸向け青果物及び茶に係る残留農薬基準の設定	<p>・農水省が輸出先国等と交渉を行っているが、日本で一般的に使用されている農薬について、</p> <p>1. 輸出先国等において、残留農薬基準が設定されておらず、日本産青果物及び茶の輸出に支障。（当該農薬について、Codex基準もない場合には、日本より著しく厳しい基準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。）</p> <p>2. 輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障。</p> <p>・青果物は、2022年度までに支援対象とした77件のうち、台湾、米国、カナダに対し71件のインポートトレランス申請を実施。</p> <p>・茶は、2022年度までに支援対象とした26件のうち、米国に対し13件、EU・Codexに対し7件のインポートトレランス申請を実施。</p>	<p>農水省は、事業者による輸出先国等への基準値設定の申請を支援。また、輸出先国等に対して基準値の早期設定及び著しく厳しい基準値の見直しを働きかけ。</p> <p>&lt;青果物&gt; ・2023年度選定剤の申請に必要な作物残留試験等の実施。 (2023年度選定剤：殺虫剤等10件うち年度内申請予定4件) ・2024年度、インポートトレランス申請を行う剤及び対象国等を選定。</p> <p>&lt;茶&gt; ・2023年度選定剤の申請に必要な作物残留試験等の実施。 (2023年度選定剤：殺虫剤等7件うち年度内申請予定1件) ・2024年度、インポートトレランス申請を行う剤及び対象国等を選定。</p> <p>&lt;青果物&gt; 2024年度選定剤の申請に必要な作物残留試験等の実施。</p> <p>&lt;茶&gt; 2024年度選定剤の申請に必要な作物残留試験等の実施。</p>						20.4億円(インポートトレランス申請先への輸出可能性額)	農林水産大臣
123	各国・地域共通	植物検疫協議を実施する対象国・地域、品目の選定	限られた時間や人員などのリソースを最大限に活用して効果的・効率的に協議を進める必要。	<p>【対応方針】</p> <p>1. 農水省は、都道府県を通じて、産地、事業者等から植物検疫の解禁協議等の要望について調査を行い外部有識者等の意見を踏まえた上で、</p> <p>①我が国における生産量・額が高く輸出の見込みがあること</p> <p>②輸出先国・地域における需要が強く継続的な輸出が見込まれること</p> <p>③農林水産業者又は食品事業者から強い輸出の意向が示されていること</p> <p>④輸出先国・地域の政府機関等との他の協議事項も鑑み早期に協議が整う可能性が高いこと等の観点から検討。</p> <p>2. 検討結果について、農林水産物・食品輸出本部が作成する実行計画に盛り込む。</p>						—	農林水産大臣
124	各国・地域共通	食品表示制度の国際基準との整合性の観点も踏まえた見直し	国際的な動向を踏まえた食品表示の見直しを行うため、今後見直すべき事項や見直しの手順等について、関係省庁と連携して検討中。	消費者庁は、見直すべき事項や見直しの手順等について、関係省庁と連携して調整するとともに、有識者からなる懇談会（食品表示懇談会）において、順次議論を開始。						—	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

### Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣		
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降				
125	各国・地域共通	輸出拡大に向けた人材育成・確保	<p>&lt;育成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育機関と連携し、輸出ビジネスへの参画や輸出スキルの深化を目的としたリスキリング講座を試行的に実施。</li> </ul> <p>&lt;確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府プロフェッショナル人材戦略事業と連携し、一部地域にて実証を実施。</li> </ul>	<p>&lt;育成&gt;</p> <p>教育機関と連携し、講座を試行的に実施。</p>		<p>&lt;育成&gt;</p> <p>教育機関と連携し、講座を継続的に実施。</p>					-	農林水産大臣	
126	各国・地域共通	認定輸出事業者への輸出目標達成に向けたフォローアップ	<p>2023年1月より地方農政局等において認定輸出事業者に対するフォローアップを開始し、フォローアップの対象となる認定輸出事業者285者について、2023年1～12月中旬までに、255者（89%）に対し、各農政局等による訪問やオンラインによるヒアリングを実施。</p>	<p>・2023年の輸出実績等の把握に係るフォローアップを実施。</p> <p>・農水省は、認定輸出事業者に対して事業者・産地の輸出目標達成に向け必要に応じて、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した専門家による支援を実施。</p>						-	農林水産大臣 財務大臣		
127	各国・地域共通	大規模輸出産地の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで輸出産地の育成は、個々の産地・事業者の取組を支援してきたが、海外の規制や大ロット・周年供給等のニーズに対応できる輸出産地はまだ少ない状況にある。</li> <li>・海外の規制に対応した大ロット輸出産地を形成するためには、生産から流通・販売まで一貫通貫で産地をサポートする輸出推進体制の下、生産者がまとまって生産面や集荷・流通面での転換に取り組むことが必要。</li> <li>・2023年5月までに10道府県を採択し、各プロジェクトに対して必要なフォローを実施。</li> </ul>	<p>採択地区において、</p> <p>① 都道府県やJA、地域商社等が連携し、生産から流通・販売まで一貫通貫で産地をサポートする輸出推進体制（都道府県版GFP）を整備。</p> <p>② ①の推進体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や混載等の取組を推進。</p>	<p>事業の成果を整理し、横展開を図るための成果報告会を2～3月に実施。</p>	<p>事業実施に伴う輸出事業計画の策定・変更を認定し、認定輸出事業者のフォローアップにより輸出額等の進捗状況のフォローを実施。</p>				-	農林水産大臣		
				<p>2023年度補正予算における実施地区の公募を実施し、採択地区を決定。</p>		<p>採択地区において、</p> <p>① 輸出推進体制を整備</p> <p>② 生産・流通の転換の取組を推進</p>							
				<p>2024年度当初予算における実施地区の公募を実施し、採択地区を決定。</p>		<p>採択地区において、</p> <p>① 輸出推進体制を整備</p> <p>② 生産・流通の転換の取組を推進</p>							

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
128	各国・地域共通	フラッグシップ輸出産地の選定	海外の規制やニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出しているなど一定の基準を満たす輸出産地を「フラッグシップ輸出産地」として2025年度までに50産地程度を選定・公表。	フラッグシップ輸出産地選定有識者会議を設置。	フラッグシップ輸出産地選定有識者会議において、フラッグシップ輸出産地の選定基準、支援策の在り方について議論を実施。			第1回フラッグシップ輸出産地の選定・公表。	引き続きフラッグシップ輸出産地を選定。	—	農林水産大臣
129	シンガポール	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>〈今年度事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (品目団体や自治体との連携の上、シンガポールの食品事業者や消費者を対象とした日本産食品の魅力発信)</li> <li>現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信</li> <li>事業者の商流構築支援 (ライブコマースによる日本産食品のテスト販売等)</li> <li>現地法人支援 (SNS等デジタルマーケティングの効果測定等)</li> </ul>						—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				<ul style="list-style-type: none"> <li>来年度の具体的な活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有</li> <li>現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を行い、公表。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。</li> <li>2024年度以降の活動計画につき、課題・目標と合わせて設定した活動指標も活用しながら、実績を評価。</li> <li>模倣品疑義情報相談窓口の設置。</li> </ul>		
130	タイ	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>〈今年度事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸入規制対応のための相談窓口の運営、新規情報収集の収集・周知</li> <li>現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (見本市へジャパンパビリオンを設置し、オールジャパンでのプロモーション活動を支援)</li> <li>現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信</li> <li>事業者の商流構築支援 (タイ地方や周辺国への商流構築、サンプルショールームを活用した商談会)</li> <li>現地法人支援 (輸入規制への対応のため相談窓口の運営含む)</li> <li>模倣品疑義情報相談窓口の運営</li> </ul>						—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				<ul style="list-style-type: none"> <li>来年度の具体的な活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有</li> <li>現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を行い、公表。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。</li> <li>2024年度以降の活動計画につき、課題・目標と合わせて設定した活動指標も活用しながら、実績を評価。</li> </ul>		

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降			
131	中国	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>&lt;今年度事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (九州・沖縄各自治体と協力した焼酎プロモーションへの支援等)</li> <li>・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信</li> <li>・事業者の商流構築支援 (北京フード会等の業界団体と連携した食品PR、商談会の実施、日本産食品の商流調査等)</li> <li>・現地法人支援</li> <li>・日本食品関連企業が継続的に交流できる「プラットフォーム交流会」を開催</li> <li>・模倣品疑義情報相談窓口の運営</li> </ul>							—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度の具体的な活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有</li> <li>・現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を行い、公表。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。</li> <li>・2024年度以降の活動計画につき、課題・目標と合わせて設定した活動指標も活用しながら、実績を評価。</li> </ul>			
132	香港	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>&lt;今年度事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援</li> <li>・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信</li> <li>・事業者の商流構築支援 (輸入拡大に向けた商流開拓実証事業等)</li> <li>・現地法人支援 (学校給食で日本産米を導入する取組を継続・進化)</li> <li>・模倣品疑義情報相談窓口の運営</li> </ul>							—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度の具体的な活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有</li> <li>・現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を行い、公表。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。</li> <li>・2024年度以降の活動計画につき、課題・目標と合わせて設定した活動指標も活用しながら、実績を評価。</li> </ul>			

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降			
133	台湾	輸出先国・地域における政府の支援の実施	<p>主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。</p>	<p>〈今年度事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (日本産食材サポーター店や地方都市の小売店等が行う日本産農林水産物・食品フェアの実施支援)</li> <li>・情報発信サイトを構築、現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信</li> <li>・事業者の商流構築支援 (台北市進出口商業同業公会 (IEAT) と連携したBtoBの商談会の開催等)</li> <li>・現地法人支援</li> </ul>							—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度の具体的な活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有</li> <li>・現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を行い、公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。</li> <li>・2024年度以降の活動計画につき、課題・目標と合わせて設定した活動指標も活用しながら、実績を評価。</li> <li>・模倣品疑義情報相談窓口の設置。</li> </ul>							
134	ベトナム	輸出先国・地域における支援の実施	<p>主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。</p>	<p>〈今年度事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (見本市へジャパンパビリオンを設置し、オールジャパンでのプロモーション活動を支援)</li> <li>・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信</li> <li>・事業者の商流構築支援 (現地スーパーの紹介などによる商流開拓)</li> <li>・現地法人支援 (窓口寄せられる相談への対応等)</li> </ul>							—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度の具体的な活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有</li> <li>・現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を行い、公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。</li> <li>・2024年度以降の活動計画につき、課題・目標と合わせて設定した活動指標も活用しながら、実績を評価。</li> <li>・模倣品疑義情報相談窓口の設置</li> </ul>							

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
135	マレーシア	輸出先国・地域における支援の実施	<p>主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。</p>	<p>・輸出支援プラットフォームの立ち上げに向け、在外公館やジェトロと連携し準備を推進。 ・プラットフォーム準備会合の開催。</p>	<p>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。 ・現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を行う。 (→2025年度以降の活動計画につき、実績を評価。)</p>	<p>来年度の具体的な活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有</p>	<p>来年度の具体的な活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有</p>	<p>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。 ・現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を行う。 (→2025年度以降の活動計画につき、実績を評価。)</p>	—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣	
136	UAE	輸出先国・地域における支援の実施	<p>主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。</p>	<p>・輸出支援プラットフォームの立ち上げに向け、在外公館やジェトロと連携し準備を推進。 ・プラットフォーム準備会合の開催。</p>	<p>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。 ・現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を行う。 (→2025年度以降の活動計画につき、実績を評価。)</p>	<p>来年度の具体的な活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有</p>	<p>来年度の具体的な活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有</p>	<p>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。 ・現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を行う。 (→2025年度以降の活動計画につき、実績を評価。)</p>	—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣	
137	米国	輸出先国・地域における支援の実施	<p>・主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。 ・2023年12月、ヒューストンに米国内で3番目となる輸出支援プラットフォームの拠点を設置。</p>	<p>〈今年度事業〉 ・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 ・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信 ・事業者の商流構築支援 (いわて農林水産物国際流通促進協議会との連携によるドレクセル大学和牛コース受講者(大学教員・学生、シェフ等)の日本招へい(同協議会による取組の支援)) ・現地法人支援 (新たな食品規制の早期確認及び相談体制の構築、対米輸出時の和牛表記申請ガイドラインの作成等)</p>	<p>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。 ・2024年度以降の活動計画につき、課題・目標と合わせて設定した活動指標も活用しながら、実績を評価。 ・模倣品疑義情報相談窓口の設置。</p>	<p>・来年度の具体的な活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有 ・現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を行い、公表。</p>	<p>・来年度の具体的な活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有</p>	<p>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。 ・2024年度以降の活動計画につき、課題・目標と合わせて設定した活動指標も活用しながら、実績を評価。 ・模倣品疑義情報相談窓口の設置。</p>	—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降			
138	EU	輸出先国・地域における支援の実施	<p>主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。</p>	<p>〈今年度事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援</li> <li>・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信</li> <li>・事業者の商流構築支援 (品目団体とも連携し、日本産ぶりの認知向上を通じたプロモーション実施を支援)</li> <li>・現地法人支援 (窓口寄せられる相談への対応等)</li> </ul>							—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度の具体的活動を活動計画として取りまとめ。 →関係者で議論・情報共有</li> <li>・現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を行い、公表。</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。</li> <li>・2024年度以降の活動計画につき、課題・目標と合わせて設定した活動指標も活用しながら、実績を評価。</li> <li>・模倣品疑義情報相談窓口の設置。</li> </ul>		
139	EU、ベトナム、韓国、香港等	輸出先国・地域における支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外務省は、2023年4-5月に4公館（EU代、ホーチミン総、韓国大、香港総）に農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを設置。</li> <li>・2023年度を通して、現地法令・輸入規制に関する情報提供、現地政府への働きかけに関する助言、人脈形成支援を受けつつ、更に日本産農林水産物・食品の輸出拡大につなげていく。</li> <li>・2024年度は予算成立後、本アドバイザー設置公館を決定。</li> </ul>	<p>外務省は、4公館（EU代、ホーチミン総、韓国大、香港総）に設置した農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを活用し、2024年3月まで、現地法令・輸入規制に関する情報提供、現地政府への働きかけに関する助言、人脈形成支援を受けつつ、日本産農林水産物・食品の輸出拡大につなげる。</p>					<p>外務省は、2024年度予算成立後、同予算に基づき、水産物の輸出先転換の見込める国・地域を考慮しつつ、在外公館に農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを設置。</p>	—	外務大臣 農林水産大臣	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
140	各国・地域共通	効率的な輸出物流の構築及び輸出コストの低減のための取組の実施	<p>・農水省及び国交省は、「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」を開催し、国内陸上輸送の短縮のための地方港湾・空港の活用、そのために必要な物流拠点の整備・活用など、取り組むべき事項を整理し、推進。</p> <p>・農水省・国交省は連携して、堺泉北港を産直港湾に認定(2022年5月)、加えて、志布志港を産直港湾に認定(2023年5月)</p> <p>・農水省では、輸出物流構築に向けた環境調査並びにモデル実証を引き続き実施、課題の抽出や取組むべき事項を整理。</p>	<p>農水省及び国交省は、「特定農林水産物・食品輸出促進港湾形成事業」を活用し、コールドチェーンの確保のために必要な施設等の整備を支援。</p> <p>・2022年度補正予算における産地・物流拠点を単位とした輸出品目・輸出路等々の環境調査及びネットワーク形成に向けた関係者の合意形成等について、博多港及び福岡空港を中心とした地域、全国から輸出貨物が集まる京浜・京葉地区及び2022年5月に産直港湾に認定された堺泉北港有する京阪神地区を中心に実施。</p> <p>・最適な物流ルートの確立、大ロット化・混載促進のための拠点確立等に向けたモデル実証、輸出物流構築に向けた設備・機器のリースによる導入を支援。</p> <p>各事業における成果報告の実施。</p> <p>2023年度補正予算における公募を実施、事業実施計画を採択するとともに各事業の取組を推進。</p> <p>採択した各事業における進捗を確認するとともに、横展開、他エリアへの波及に繋げるための共有・成果報告の場を設ける。</p>						—	農林水産大臣 国土交通大臣
141	各国・地域共通	海外におけるコールドチェーンの確保に向けた取組	海外でのコールドチェーンを確保するため、日本式コールドチェーン物流サービスの標準化を推進。	<p>国交省は、海外におけるコールドチェーンの確保の観点から、鮮度保持・品質管理を図るため、日本式コールドチェーン物流サービスの標準化を推進。</p>						—	国土交通大臣
142	各国・地域共通	地域の中小加工食品の事業者の輸出体制の構築	<p>(加工食品クラスター)</p> <p>・中小の食品製造事業者等が連携して取り組む海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を行う加工食品クラスターの取組支援を推進。現在、約20の加工食品クラスターが形成されており、事例集として農林水産省HPに掲載。</p> <p>・輸出プレイヤーの裾野を広げるため、地方農政局と連携し、事業者が地域の実績に応じて輸出に取り組めるよう体制整備を進め、2025年度までに、すべての都道府県において、加工食品クラスターが活動できるよう、更なるクラスター形成を目指す。</p>	<p>現在、把握している加工食品クラスターの候補について、活動内容を確認し、新たな加工食品クラスターとして支援。すでに形成されているクラスターの最新の活動内容と合わせて、農林水産省HP上の事例集の充実と横展開を図る。</p> <p>・引き続き、各都道府県において、セミナー開催や事例紹介を重ねつつ、輸出に向けた課題の抽出、連携による協調領域・非協調領域(競争領域)を整理し、その食品・地域・団体に適した加工食品クラスターを提案。</p> <p>・また、クラスター組成を検討している団体について、2024年度の事業活用を目指し、地域商社を核とした取組み等新たな加工食品クラスターの形成を促す。輸出に取り組む事業者やすでに形成されているクラスターとともに、その活動を支援。</p>						—	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
143	各国・地域共通	輸出先国の規制に対応する食品添加物への転換支援	<p>(食品添加物)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出先国の規制に対応する食品添加物等への転換の支援を検討(加工食品の国際標準化)。GFP加工食品部会の中の食品添加物分科会にて、事業者からの要望の高かった添加物について、順次、早見表を作成して、転換を支援。</li> <li>・2022年度の着色料早見表公開に続き、2023年度は、乳化剤、調味料、甘味料について早見表を作成・公開を目指す。また、2024年度は、保存料、酸化防止剤等の早見表作成を予定。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国、EU、中国等10の国・地域の乳化剤、調味料、甘味料についての認可状況や使用基準(用途、使用量等)、成分規格に係るデータを整備し年度内に早見表として公表。</li> <li>・2024年3月までに、早見表の使用方法や海外添加物規制に関するセミナーを実施。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           2022年度の着色料、2023年度の乳化剤・調味料・甘味料に続き、事業者の関心が高い保存料、酸化防止剤等について、2024年度中の早見表整備に向けて、認可状況や使用基準(用途、使用量等)、成分規格に係る情報を調査・整理。         </div>						—	農林水産大臣
144	各国・地域共通	育成権者管理機関の設立	<p>農研機構を中心に関係者が連携し、育成者権者に代わって、海外への品種登録や侵害の監視、海外ライセンス等を行う法人の設立に向け、育成者権管理機関支援事業実施協議会を2023年3月に立ち上げ、業務基盤の整備のための調査を実施。戦略的な海外ライセンスを行うための「海外ライセンス指針」を、同年12月25日、公表。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>育成者権管理機関の早期法人化に向け、業務基盤を整備するため、農研機構を中心とした、都道府県、日本種苗協会、全農等の関係者による海外への品種登録や海外ライセンス等の取組を支援。戦略的な海外ライセンスの実効性の確保に向け、足下の国内における優良品種の取引や栽培技術の管理を徹底するため、国内ライセンス指針の策定など具体的な方策を検討。</p> </div>						—	農林水産大臣
145	各国・地域共通	和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護・適正な流通管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約の普及の推進により、家畜遺伝資源生産事業者での不正競争防止の取組が進展。</li> <li>・家畜人工授精所への立入検査や家畜人工授精師等への研修会の開催による法令遵守の徹底を推進。</li> <li>・家畜人工授精所等の毎年の運営状況の都道府県知事への報告の受領と、その農林水産大臣への通知に伴う都道府県の事務の負担軽減と情報の集約のため、全国システムの運用及び機能強化を推進。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農水省は、和牛遺伝資源関連2法に基づき、家畜遺伝資源の知的財産としての価値を保護するとともに、更なる流通管理の適正化を図るため、以下の取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約について、引き続き、家畜遺伝資源生産事業者が譲渡した先の流通から使用までに係る関係者への普及を図り、不正競争防止の取組を推進。</li> <li>・2022年度までに実施した自己点検結果等から、業務実態の確認が必要と判断した家畜人工授精所について、都道府県等関係機関と連携を図りつつ、今後3年間で3,500か所の立入検査を実施。</li> <li>・引き続き家畜人工授精師等への法令遵守の徹底のための研修会を開催(2023年度50か所)。</li> <li>・家畜人工授精所からの報告等に伴う都道府県の事務の軽減、情報集約のための全国システムの運用、機能強化及び利用拡大を図り、電子化を推進。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>農水省は、2023年度の取組結果を踏まえ、法令遵守の徹底のために必要な取組を都道府県等関係機関と連携・調整し推進。</p> </div>						—	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降		
146	各国・地域共通	流通行程の情報を詳細に提供するフードチェーン情報公表JASを制定（コメ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフードチェーンの社会実装を進めるため、「フードチェーン情報公表農産物JAS」（農産物の品質を維持するために流通行程を適切に管理し、その情報を記録、保存、公表するための基準を規格化）を制定（2023年3月）。</li> <li>・「フードチェーン情報公表農産物JAS」に係る米の規格制定に向け、JAS法第4条に基づく原案の申出、通商広報、パブコメが終了。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>JAS調査会での審議、JAS規格（コメ）制定・告示。</p> </div>						—	農林水産大臣
147	各国・地域共通	品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題解決への対応	<p>2020年度補正予算及び2021年度補正予算において、2021年3月に公表した輸出拡大に向けた技術的課題のうち対応する課題の研究開発を実施。また、各地方で開催された「地域研究・普及連絡会議」において収集した輸出拡大に向けた技術的課題を踏まえ、2023年4月に課題を更新し、当該課題の研究を実施。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出関係の各種会議における輸出事業者等との意見交換を通じて、更なる技術的な課題の把握を実施。</li> <li>・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、「地域研究・普及連絡会議」等において、輸出拡大に向けた技術的課題の更なる収集を行い、輸出拡大に向けた技術的課題について整理し、2024年4月末日まで公表。</li> <li>・把握した輸出拡大に向けた技術的課題に係る対応方針等について検討。</li> </ul> <p>・農水省は、2020年度第3次補正予算「スマート農業技術の開発・実証プロジェクトのうち輸出促進のための新技術・新品種開発」及び2021年度補正予算「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクトのうち輸出拡大のための新技術開発」において、2021年度から2024年度で研究課題を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年3月に成果報告や2024年度研究計画の検討を行う成績検討会を開催。</li> <li>2024年度継続課題について、2024年4月からは、2024年度研究計画に基づき引き続き研究を実施。</li> <li>2023年度終了課題について、2024年4月からは、外部協力機関等と連携し、開発成果の普及に向けた取組を実施</li> <li>・2023年度終了課題以外についても、成果が見込まれる研究課題については積極的に情報発信を行う。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>労働生産性を向上させ、輸出に仕向けられる果実供給量を増加させるための、省力樹形に適した果樹品種・系統の選定と最適な栽培管理方法の開発（りんご・かんきつ）</p> <p>春節に向けたシャインマスカット輸出のための長期鮮度保存技術の開発（ぶどう）</p> <p>輸出量を確保するためのサツマイモ基腐病抵抗性に優れた系統の開発（かんしょ）</p> <p>国産大豆を使用した味噌・醤油等の輸出増加のための、国産大豆の生産基盤強化のための極多収品種の育成（味噌・醤油）</p> <p>輸送中の腐敗いも発生による経済喪失を低減するための青果用かんしょの出荷工程における腐敗低減技術の開発（かんしょ）</p> <p>輸出拡大を図るための大規模安定生産技術の開発（いちご）</p> <p>健全な苗や種いもの供給効率の向上、生産工程における発病リスクの低減のためのサツマイモ基腐病総合的防除体系の開発（かんしょ）</p> <p>甘く美味しい果実を安定的に生産し輸出するための高糖度果実安定生産技術と鮮度保持技術の開発（かんきつ）</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>輸出関連団体等と意見交換を実施したうえで、輸出拡大に向けて成果の普及に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出関連団体を通じて、輸出事業者等へ開発成果をPR</li> <li>・省内関係課室等と連携し、各県公設試等へ技術紹介</li> <li>・対外的なセミナーの場やメルマガ等への掲載機会を活用し、開発成果を広く情報発信</li> </ul> <p>左の課題について、2024年度研究計画に基づき実施。</p> <p>左の課題について、2024年度研究計画に基づき実施。</p> <p>左の課題について、2024年度研究計画に基づき実施。</p> </div> </div> </div>						—	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				2月	3月	4月	5月	6月	7月以降			
148	各国・地域共通	日本の食や食文化の発信	インバウンドの回復に向け、魅力的な食体験コンテンツの造成及び情報発信を支援するとともに、インバウンドを輸出につなげる取組を強化。	「SAVOR JAPAN」（農泊食文化海外発信地域）認定地域に対し、SNS等による一元的な情報発信、研修会・交流会の開催による地域間のネットワーク化等を支援。							—	農林水産大臣
				「食かけるプロジェクト」により表彰した食体験に対して、体験する人により魅力的になるよう専門家のアドバイスを行うとともに、情報発信等を支援。								
				選定した地域の食体験商品から、優秀商品を認定し、越境ECでの販売を支援。								
149	各国・地域共通	海外日本食料理人の人材育成	海外での日本食料理人が不足していることから、外国人日本食料理人の育成強化を支援。	海外日本食料理人が不足していることから、外国人日本食料理人を育成するため、調理技能認定制度の運用改善・普及、日本への招へい研修、日本料理コンテストやセミナーの開催、海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣を支援。						—	農林水産大臣	
150	各国・地域共通	国と都道府県が連携した輸出促進推進体制の整備	・2023年7月、第1回農林水産物・食品の輸出促進連携ネットワーク会合（知事・大臣レベル）を開催し、輸出促進の取組がより高い効果を発揮するために国と都道府県が連携していくことを確認。 ・2023年12月、第1回連携ネットワークWG（部・局長レベル）を開催し、国と都道府県が連携したオールジャパンによる海外プロモーションに向けて意見交換。	【対応方針】 ・全国知事会による輸出拡大に向けたプロモーションに関するアンケート調査の結果を踏まえ、オールジャパンによる海外プロモーション案件の組成に向けた準備・調整。						—	農林水産大臣	
151	各国・地域共通	水産物の輸出先転換対策	ALPS処理水の海洋放出以降の、一部の国・地域による輸入規制強化等により影響を受けている水産物の輸出先転換対策を実施。	【対応方針】 ・経産省及び農水省は、JETRO、JFOOD0等と連携し、水産物の輸出先の転換・多角化を推進するため、 ①Seafood Expo North America（ボストン）、Seafood Expo Global（バルセロナ）等見本市への出展やFOODEX JAPAN 2024（日本）等商談会の開催 ②専門家による伴走支援 ③越境ECを活用した新規輸出先開拓 ④現地レストラン等における試食会開催を通じたPR強化等に取り組む。 ・また、輸出減が顕著な品目（ほたて等）を対象に、漁業者団体や加工業者等が行う一時買取保管及び海外を含めた新規の販路開拓の取組を支援する。						—	経済産業大臣 農林水産大臣	
152	各国・地域共通	水産物の国内加工体制の強化対策	ALPS処理水の海洋放出以降の、一部の国・地域による輸入規制強化等により影響を受けている水産物の国内加工体制の強化を支援。	【対応方針】 ・経産省及び農水省は、水産物の輸出先の転換・多角化に対応するため、輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援する。 ・また、影響を受ける水産物の国内加工体制を強化するため、 ①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等 ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等 ③広く地域のホタテ加工に貢献し、欧米等海外への輸出の拠点となる「地域の加工拠点」の整備費用の整備を支援する。（①②は補助金の募集終了）						—	経済産業大臣 農林水産大臣	

(参考) 今回新たに対応済みとなった項目(38項目)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	対応済み年月	輸出可能性	担当大臣
1	インドネシア	動物性製品の輸出のための輸入推薦状の取得	乳製品の質問票様式とともに、動物性製品輸出のためのインドネシア政府による輸入推薦状の取得に関わる推薦基準や、事業者のための問い合わせ先を農水省HPに掲載済み。	2023年6月	—	農林水産大臣
2	中国	輸出水産食品取扱施設の登録情報の更新(既に認定された施設)	中国輸入食品海外製造企業登録管理規定に基づき、すべての認定済み輸出水産食品取扱施設の情報を中国側へ提出済み。	2023年6月	-	厚生労働大臣
3	中国	「輸入食品海外生産企業登録管理規定」の改定	中国輸入食品海外製造企業登録管理規定に基づき、中国に輸出する食品の製造等を行う企業の登録を求められている。中国政府の企業リストに登録された施設について、登録に必要な追加資料を中国側に提出済み。	2023年6月	-	農林水産大臣 財務大臣
4	米国	カリフォルニア州の飲食店における焼酎の販売免許の適用	カリフォルニア州において、24度以下の焼酎が全酒類免許ではなく、特例のワイン免許で販売可能となった。	2023年10月	2.57億円程度 (焼酎の対米輸出額： 2022年4.24億円、2021年 4.49億円)	財務大臣 外務大臣
5	ブラジル	通関手続きの適正化(オンライン通関システム導入による混乱への対応)	システム導入で当初混乱はみられたが、現在では、混乱は解消されていることを確認。	2023年9月	-	農林水産大臣
6	EU	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。	2023年8月	-	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
7	アイスランド	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。	2023年8月	-	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
8	スイス	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。	2023年8月	-	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
9	ノルウェー	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。	2023年8月	-	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
10	リヒテンシュタイン	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。	2023年8月	-	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
11	香港、台湾、シンガポール	牛肉のスライスされた状態での輸出(現在の認定処理施設とは別のスライスパックセンター等でスライスされた商品)	既存の認定処理施設とは別の施設でスライスされた牛肉が輸出可能となるよう取扱要綱を改正。	2023年6月	29億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
12	香港、シンガポール	豚肉のスライスされた状態での輸出(現在の認定処理施設とは別のスライスパックセンター等でスライスされた商品)	既存の認定処理施設とは別の施設でスライスされた豚肉が輸出可能となるよう取扱要綱を改正。	2023年6月	1億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
13	ニュージーランド	かんきつ類の輸出条件の変更	輸出可能品目が温州みかんに加え、ポンカン、不知火、清見、はっさく、いよかん等の複数品種に拡大。また、病害虫調査に係る検査条件が一部緩和された。	2024年1月	-	農林水産大臣
14	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	西日本ベストパッカー(株)(鹿児島県)厚生労働省は、2023年10月に認定済み。	2023年10月	0.5億円	厚生労働大臣
15	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	群馬県食肉卸売市場(株)(群馬県)厚生労働省は、2023年11月に認定済み。	2023年11月	2023年度 0.2億円 2024年度 0.44億円	厚生労働大臣
16	台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	大和食品(株)本社工場(大阪府)厚生労働省は、台湾は2023年11月認定済み。	2023年11月	2025年12月期：2.51億円 (各国向け全品目の輸出 予定額)	厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	対応済み年月	輸出可能性	担当大臣
17	米国	牛肉処理施設の認定が必要	佐賀県食肉センター（佐賀県） 厚生労働省は、2023年12月に認定済み。	2023年12月	米国：0.3億円程度	厚生労働大臣
18	米国	水産食品加工施設の認定が必要	（株）丸正（北海道） 認定機関は、2023年11月に認定済み。	2023年11月	2026年10月期：4億円	農林水産大臣
19	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	（株）オカムラ食品工業（青森県） 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2023年6月	2024年6月期：6.45億円	農林水産大臣
20	米国	水産食品加工施設の認定が必要	（株）マルイチ水産LTD（青森県） 認定機関は、2023年8月に認定済み。	2023年8月	2026年6月期：0.1億円	農林水産大臣
21	米国	水産食品加工施設の認定が必要	（株）ヤマイシ（青森県） 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2023年6月	2028年1月期：0.5億円	農林水産大臣
22	米国	水産食品加工施設の認定が必要	（株）ハイブリッドラボ（宮城県） 認定機関は、2023年12月に認定済み。	2023年12月	2026年12月期：1.26億円	農林水産大臣
23	米国	水産食品加工施設の認定が必要	（株）いまる井川商店（静岡県） 認定機関は、2023年11月に認定済み。	2023年11月	2027年5月期：1.2億円	農林水産大臣
24	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	山福水産（株）（静岡県） 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2023年6月	2026年12月期：0.7億円	農林水産大臣
25	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	（株）木村海産（香川県） 認定機関は、2023年10月に認定済み。	2023年10月	2027年12月期：0.7億円	農林水産大臣
26	米国	水産食品加工施設の認定が必要	（株）宇和島プロジェクト（愛媛県） 認定機関は、2023年8月に認定済み。	2023年8月	2027年9月期：2.56億円	農林水産大臣
27	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	愛媛県漁業協同組合 認定機関は、2023年10月に認定品目を追加。	2023年10月	2026年3月期：1.67億円	農林水産大臣
28	米国	水産食品加工施設の認定が必要	辻水産（株）（愛媛県） 認定機関は、2023年11月に認定済み。	2023年11月	2027年6月期：5.4億円	農林水産大臣
29	米国	水産食品加工施設の認定が必要	（株）土佐マリンベース（高知県） 2023年11月認定機関は認定済み	2023年11月	2027年3月期：0.5億円	農林水産大臣
30	米国	水産食品加工施設の認定が必要	（株）吉田水産（福岡県） 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2023年6月	2026年7月期：0.2億円	農林水産大臣
31	米国	水産食品加工施設の認定が必要	彦岐東部漁業協同組合（長崎県） 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2023年8月	2026年3月期：0.4億円	農林水産大臣
32	米国	水産食品加工施設の認定が必要	（株）ポニト食品（鹿児島県） 認定機関は、2023年8月に認定済み。	2023年6月	2027年3月期：0.68億円	農林水産大臣
33	EU	水産食品加工施設の認定が必要	山松水産（株）（静岡県） 認定機関は、2023年12月に認定済み。	2023年12月	2025年6月期：1億円	農林水産大臣
34	EU	円滑な施設認定に向けた情報共有スキームの構築	円滑なHACCP等施設認定に向けた情報共有体制を構築。	2023年6月	-	農林水産大臣
35	中国等	食品添加物などの食品関連規制	中国等で使用可能な食品添加物を精査し、データベースとしてまとめ農水省HPに掲載済み。	2023年6月	-	農林水産大臣
36	各国・地域共通	輸出産地による輸出事業計画の策定支援	輸出促進法に基づく輸出事業計画の策定を希望する輸出産地リストの実施主体321者に対し、策定支援を実施し、計画を認定済み。	2024年2月	-	農林水産大臣
37	各国・地域共通	品目団体の育成	27品目15の認定農林水産物・食品輸出促進団体を認定。	2023年12月	-	農林水産大臣 財務大臣
38	各国・地域共通	都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラムの発足	国と都道府県による輸出促進に向けた連携体制として、都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラムを実施。	2023年1、8月	-	農林水産大臣

※前回（2023年6月12日）の実行計画変更時までに、対応済みとなった項目（253項目）